

感染症について

あさひこども園

園は集団生活なので、下記の感染症については、医師の許可を受けるまで出席停止となります。

感染症に限らず、発熱した場合は解熱後24時間は登園できません。解熱剤を使用した場合も24時間登園できません。

治癒して登園する時は、医師に記入してもらった登園許可証の提出を、職員に手渡しをお願いします。(朝の登園時の提出)

★インフルエンザ・新型コロナウイルスの登園許可証は佐賀県小児医師会等で作成されたものになっているため別用紙です。

◎登園許可書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発症後3日程度までがもっとも感染力が強い)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後、乳幼児は3日経過していること。
新型コロナウイルス	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること。※無症状の感染者の場合は、検査日を0日として、5日を経過すること
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	充血、目やに等の症状が出現した数日間	症状が消失し、眼科医の許可が降りてから
溶連菌感染症	適切な抗生物質治療を開始する前と開始後1日後	抗生物質を1～2日服用後、熱が下がり元気な時
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	解熱しや口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	
感染性胃腸炎・嘔吐下痢 (アデノウイルス ノロウイルス ロタウイルス等)	症状がある間と、症状が消失後1週間はウイルスが大量に含まれている。量は減少していくが2～4週間程ウイルスを排出しているので吐物や注意が必要	嘔吐・下痢症状が治まり、24時間症状が出ていないこと・普段と変わらない食事がとれていること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	感染しやすい期間は明確にない	熱が下がり、発疹が消えてから 機嫌含め全身状態が良いこと
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現して5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態がいいこと
マイコプラズマ肺炎	抗菌剤投与前と投与開始後1日間	激しい咳や熱の症状がよくなり元気なとき
水痘(水ぼうそう)	発しん出現の1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
<small>たいじょうほうしん</small> 帯状疱疹	水疱を形成している間	
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
百日咳	抗菌薬を使用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は抗生物質による5日間の治療が終了していること
結核		医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎		
髄膜炎菌性髄膜炎		
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111等)	感染しやすい期間は明確にない	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては2回以上連続で便からの菌が検出されなければ登園可能である。

他の子どもにうつさないためだけでなく、感染した子ども自身が他の病気を併発しないためにも、決められた期間は登園出来ません。また、他の病気の場合でも、治るまでは休む、用心するなどして、流行防止のご協力をお願いします。